

## 情報

## 美しい景観づくりを進めるために 第5回三島市景観賞が決定しました

市民の優れた景観の創出および活動を促進するため、実施した「第5回 三島市景観賞」が、次のとおり決定いたしました。

この賞では、過去10年以内に創造・再生された、市内にある景観形成に寄与する建築物などのほか、景観形成に功績があると認められる活動を行った個人または、団体を表彰しています。

閩都市計画課 ☎ 983・2631

### ■最優秀賞 山田川グリーンツーリズム研究会



### ■優秀賞 TICA (南本町)



### ■優秀賞 源兵衛川と水辺の径 (三石神社周辺)



## 情報

## 「市政全般」または「10年後の三島市」をテーマに 平成30年度地域行政懇談会を開催しました

市民の皆さんが、市の取り組みなどについて、どのようなことを考えているか「知る」ため、「聴く」ことを実践する場として、8月に5回にわたり開催しました。  
※詳細は市ホームページをご覧ください

### ■各会場の主な質問・意見について※原文のまま掲載

参加者がグループワークで自由に意見を出し合いました

#### 【北上地区】※モデル地区として2回実施

▶第1回(投票の多かった質問):観光・人口減少・高齢者・施設整備・市民の足に関する事

▶第2回(各班が決めたテーマ)⇒解決策:①活気ある北上地区⇒ICT、若者の活用など②自治会活動のありかた⇒女性の力を生かし、だれもが参加できる自治会にするなど③人口減少対策⇒働く場所の確保、子どもを育てやすい環境づくりなど

#### 【錦田地区】※投票数の多い順

▶新市庁舎を建設すべき▶老人が働ける場、収入の安定▶市の中で、町内会の位置づけはどうなってい

るのか(下請け仕事が多すぎる)▶水の都を今後どのように推進していくか▶老後の生活:免許返納後も十分に生活できる対策・交通の便▶駅前再開発について市民の合意はできているのか

#### 【中郷地区】※投票数の多い順

▶地方創生みしまのまちをどうするか▶近隣市町との合併の検討▶中郷地区をどのような地域にしてい  
くか▶長泉町に負けない子育て支援はできません  
か、安心して子供が産めるように

#### 【旧市内地区】※投票数の多い順

▶再開発(東街区)に関して、三島駅南北自由通路の問題は解決できないか▶三島駅(東街区)開発(案)について、高層マンションは検討の余地があるのでは  
▶三島駅南北の連絡通路(徒歩)の建設も何としても  
推進してほしい▶中小都市としての三島のあり方

閩行政課 ☎ 983・2615

情報

ひとりで悩まず、早めの相談！

市民法律相談、相続・登記相談、不動産相談をご利用ください

市が行う無料相談で、専門家と一緒に自分の抱える問題を解決しませんか？完全予約制ですので事前の連絡をお願いします。

弁護士による法律相談

時原則第1火曜、第2水曜、第3木曜、最終水曜日  
午前10時～午後4時

内金銭貸借、借地借家の契約、相続、離婚、損害賠償の請求など、民事全般に関する相談

相談時間 1人20分

司法書士による相続・登記相談

時原則第1水曜、第3水曜日午後1時～4時

内相続の手続き全般をはじめ、土地の贈与や売買など不動産の登記手続き、裁判所に提出する書類の作成や成年後見についての相談

相談時間 1人20分

県宅地建物取引業協会による不動産相談

時原則第1水曜日午後1時～4時

内不動産の売買、賃貸借契約、業者とのトラブル、借地借家などに関する相談

相談時間 1人30分

共通事項

場市民生活相談センター（市役所本館1階）

注▶同一案件は1回限り

▶営利企業などの活動に伴って生じる問題（事業活動など）に関する相談は不可

▶相談日は変動することがあります。市ホームページまたは市民カレンダーでご確認ください。

用・問 各相談日の2週間前から（先着順）

市民生活相談センター ☎ 983・2621

訓練

「地域防災の日」

緊急速報メールの配信訓練

1944年12月に発生した東南海地震は県内各地に甚大な被害をもたらしました。それを踏まえ、静岡県では毎年12月第1週の日曜日を「地域防災の日」と定め、防災訓練を行っています。

市は災害などの緊急情報をお知らせする緊急速報メールの配信訓練を実施します。

時12月2日(日)午前9時ころ

内市民の皆さんに、避難を呼びかける訓練メールが配信されます。実際に避難する必要はありません。

注マナーモードでも携帯電話等が鳴動する場合があります。鳴動に不都合がある方は、午前9時前後に電源をOFFにしてください。

問危機管理課 ☎ 983・2650



情報

お待たせしました

回覧板無償配布の再開

長らく在庫を切らし、ご不便をおかけしましたが再度回覧板を配布する準備が整いました。

各町内会・自治会などで使用する回覧板を無償で配布しています。「使用している回覧板が古くなった」「予備を確保したい」という場合は直接、広報広聴課の窓口までお越しください。

※多くの部数が必要な場合は事前にご連絡をいただくとスムーズにお渡しすることができます。また部数が多い場合は持ち運びが難しくなるため車での来庁をお勧めします。

問広報広聴課 ☎ 983・2620

